

守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会設置条例

平成25年3月25日

条例第13号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、守口市地域コミュニティ拠点施設検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 地域コミュニティ拠点施設の基本計画に関すること。
- (2) 地域コミュニティ拠点施設の運営に関すること。

(委員)

第3条 懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体の代表者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認めた者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、最初に行われる会議は、市長が招集する。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 懇話会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、地域コミュニティ拠点施設主管課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。